

Ⅲ 役員給与に係る税制の整備

2017年9月15日実施
税理士法人はるか
平成29年度税制改正セミナー

1.改正の目的等

- ①役員報酬の支払手段(金銭報酬、株式報酬)の多様化
- ②単年度のみから中長期へ評価対象期間の拡大
- ③利益以外の多数な指標(株価、売上高、ROE等)によるインセンティブの付与
- ④グループ経営への対応

2.改正の内容

(1) 定期同額給与

その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与

<改正>

定期給与の各支給期における支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額である場合には、その定期給与の各支給期における支給額は、同額であるものとみなすこととされた。

<従来>

$$\text{支給額} - \text{源泉税等} = \text{手取額}$$

- ・支給額が同額

<改正後>

$$\text{支給額} - \text{源泉税等} = \text{手取額}$$

- ・支給額が同額
- ・手取額が同額(追加)

(2) 事前確定届出給与

所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、一定の届出をしたもの

<改正>

- ①「確定した数」の株式を交付する給与が追加された。
- ②「確定した数」のストックオプションを交付する給与が追加された。
- ③業績によって譲渡制限が解除される譲渡制限付株式が事前確定届出給与から除外。

(3) 業績連動給与(同族会社を除く)

業績に関する指標を基礎として算定される給与のうち、一定の要件を満たすもの

<改正>

- ①算定指標に株価・売上高を追加
- ②複数年度等の指標を追加
- ③株式の確定した数を限度とするものを追加
- ④ストックオプションの確定した数を限度とするものを追加
- ⑤非同族会社の100%子会社が支給するものを追加

(4) 退職給与

役員に対して支給する給与のうち退職等の事由に基づき支給されるもの

<改正>

- ・利益その他の業績を示す指標を基礎として算定される退職給与は、業績連動給与の要件を満たさない場合には損金不算入とする。

<適用時期>

適用時期(支給の決議)	上記のうち
平成29年4月1日以後	(1) 定期同額給与 (2) 事前確定届出給与のうち① (3) 業績連動給与(④除く)
平成29年10月1日以後	(2) 事前確定届出給与のうち②、③ (3) 業績連動給与のうち④ (4) 退職給与

Ⅲ 役員給与に係る税制の整備

2017年9月15日実施
税理士法人はるか
平成29年度税制改正セミナー

3. 税制改正のまとめ

損金算入される役員給与について、次のとおり見直された。

<税法上の類型ごと>

税法上の役員 給与の類型		改正前	改正後
(1) 定期同額給与	支払手段	金銭	金銭
	要件	1ヶ月以下の一定期間ごとに 支給額が同額	1ヶ月以下の一定期間ごとに ・支給額が同額 ・手取額が同額
(2) 事前確定届出給与	支払手段	金銭 譲渡制限付株式	金銭 譲渡制限付株式 ※1 ストックオプション ※1 株式交付信託 ※1 ※1.業績等連動なし
	要件	所定の時期に確定額を支給 する旨の定めに基づいて支給	所定の時期に確定額・確定 した数の株式、ストックオプ ションを支給する旨の定め に基づいて支給
利益連動給与 ↓名称変更 (3) 業績連動給与	支払手段	金銭	金銭 ストックオプション ※2 株式交付信託 ※2 パフォーマンスシェア ※2.業績等連動あり
	要件	・当該年度の利益の状況を 示す指標を基礎に算定 ・確定額を限度 ・非同族会社が支給するもの	・当該年度、複数年度等の 利益の状況、株価、売上高 を示す指標を基礎に算定 ・確定額、株式、ストックオプ ションの確定した数を限度 ・非同族会社、非同族会社の 100%子会社が支給するもの
(4) 退職給与		金銭 株式交付信託(退任時交付)	金銭 ※1 株式交付信託(退任時交付) ※1 ※1.業績等連動なし
(5) スtockオプション		税制非適格	税制非適格のうち事前確定 届出給与、業績連動給与 に該当するもの

Ⅲ 役員給与に係る税制の整備

2017年9月15日実施
税理士法人はるか
平成29年度税制改正セミナー

<主な項目ごと>

	改正前	改正後
(1) インセンティブ報酬	単年度	複数年度
(2) 支払手段	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭 <ul style="list-style-type: none"> ・金銭 ・パフォーマンスキャッシュ ・譲渡制限付株式 ・ストックオプション 	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭 <ul style="list-style-type: none"> ・金銭 ・パフォーマンスキャッシュ ・ファントム・ストック ・ストックアプリエーション・ライト ・株式 <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡制限付株式 ・株式交付信託 ・パフォーマンス・シェア ・ストックオプション
(3) 対象会社 (業績連動給与)	非同族会社のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・非同族会社 ・非同族会社の100%子会社

4. 報酬の種類

(1) 金銭報酬

金銭報酬のうち主なものの概要は以下のとおり。

金銭報酬の種類	概要	損金算入可否	
		改正前	H29改正後
(1) 金銭	通常金銭による支給	○	○
(2) パフォーマンス キャッシュ	中長期の業績目標の達成度合いに応じて現金を役員に交付。	○ (単年度 利益連動)	○
(3) ファントム・ストック	株価相当の現金を役員に交付。	×	○
(4) スtockアプリエーション・ライト	対象株式の市場価格をあらかじめ定められた価格を上回っている場合に、その差額部分の現金を役員に交付。	×	○

(2) 株式報酬

株式報酬のうち主なものの概要は以下のとおり。

株式報酬の種類	概要	損金算入可否	
		改正前	H29改正後
(1) スtockオプション	あらかじめ定められた行使価額で自社株式を取得する権利(新株予約権)を付与。	○	○
(2) パフォーマンスシェア	中長期の業績目標の達成度合いに応じて株式を役員に交付。	×	○
(3) 株式交付信託	会社が金銭を信託に拠出し、信託が市場等から株式を取得。 付与されたポイントに応じ、一定期間後に役員に株式を交付。	×	○
(4) 譲渡制限付株式	一定期間譲渡制限が付された株式を役員に交付。	○	○